朝廷被仰出候間伊豆守御達可被成候尤去ル十四日

御達被申候書付八御取消可被成候以上

六月廿二日

松尾五郎名出。 在非常的 化甲伊豆宁内

石井宇門

攘夷期限之義先達而布告二相成既二於長州

追奉

念打払可き警衛之諸藩互相援尽力防禦可有之様叡慮断然及掃攘候間、此後外夷渡来候ハヽ無二

被仰出候事

筑前より建白

深渕之叡慮台命不奉恭承悶鬱塞之余り君臣上下 此節長州人多人数出国帝都近く押登り兵器をも相従 江要地(カ) 付右御門受持御免被仰付候八丶 御目付衆御発向、 之思召を以長州家老福原越後伏水 | 江相滞罷有候二付同所江大小 之名義を取失ひ及歎願候儀と相聞臣下之身分情合二おゐては 美殿病帰洛懇願之義且去秋以来天朝之御所置疑惑を生、 之趣意篤と勘考仕候處長門宰相様御父子御入京并藤原実 差出候樣被仰付武門之面目二御座候間唯之形 滞京之人数中立 諸家之内江も人数出張被仰出候由二而美濃守家来有合之者共は 討被仰付之處二御決議相成、 可憐次第哉と奉存候就而は其辺り御憐察被遊何と歟御寛大 を以速二御厳罰可被加儀圭当之御事歟と奉存候然處彼か歎願 二楯籠天朝を奉要候始末其罪不軽義二付朝議之御威光 御門相固候斗二而誠二僅之儀二八候得共斯る急迫之御場合ニ 御趣意御説得被為在、承腹不仕節は追 為御手当御譜代は勿論外藩 少人数ながら可差出旨申上御配

例

……原文が難解なため、解読できなかったもの。

フリガナは原文にあったもので、これをそのまま表記した。

原文にはなかったが、次のような記号を付した。

(ママ)……原文の間違いと思われるが、そのまま書き出したもの。

(カ)………原文の間違いか、解読が不確かなもの。